

令和4年度 第1回四街道市学校給食運営委員会

日 時 令和4年8月31日（水） 午前9時30分～11時30分（予定）

場 所 青少年育成センター2階 フリースペース

会 議 次 第

委嘱状交付

- 1 開 会
- 2 教育長挨拶
- 3 会長・副会長選出
- 4 議 題
 1. 令和4年度学校給食事業について
 - (1) 給食予定実施回数
 - (2) 米飯給食の予定実施回数
 - (3) 地場産物の使用状況
 - (4) 給食施設・設備の修繕、備品、工事
 - (5) 給食調理業務委託状況
 - (6) 給食費収納状況
 2. 令和4年度「食に関する指導」について
 - (1) 令和4年度 食に関する指導の指針について
 - (2) 令和4年度「四街道市 弁当の日」の取組
 3. 物価高騰に伴う支援について
 4. 学校給食費の検討について
- 5 その他
- 6 閉 会

令和4年度 学校給食事業

(1) 給食予定実施回数

単独調理校 9校

学校名	四街道小	中央小	四和小	和良比小	吉岡小
回数	182	182	182	184	183

学校名	四街道中	旭 中	四街道西中	四街道北中
回数	182	182	181	182

北部共同調理場 5校

学校名	南 小	大日小	八木原小	栗山小	千代田中
回数	181	180	181	181	182

東部共同調理場 3校

学校名	みそら小	旭 小	山梨小
回数	183	181	182

令和4年度の基準実施日は教育長が182日と決定しました。
この基準実施日を基に各学校で行事等を考慮し、学校長が給食実施日を決定しています。

(2) 米飯給食の実施回数（令和3年度週当たり）

(単位：回)

学校名	四街道小	中央小	四和小	和良比小	吉岡小
回数	3	4	3.5	3.5	3.5

学校名	四街道中	旭 中	四街道西中	四街道北中
回数	3.5	4	4	4

施設名	北部調理場	東部調理場
回数	4	4

市内平均 3.7 回

【参考】

※文部科学省 学校給食実施状況等調査結果 「平成30年5月1日現在 3.5回」

※千葉県 学校給食実施状況等調査結果 「令和3年9月1日現在 3.7回」

令和3年度の学校給食実施状況等調査結果から、千葉県内と同等の実施回数であり、今年度も同等の回数が見込まれています。
米飯給食は、日本型食生活の実践、伝統的な食文化の継承を図る上で重要です。
また、多様な食品を適切に組み合わせ、様々な食品に触れることができるようにすることから、穀類については、パンやめんの献立も取り入れています。

(3) 地場産物の使用状況 (令和3年度)

(単位：%)

品名	使用率	品名	使用率	品名	使用率
米	96.8	人参	23.7	小松菜	1.4
小玉すいか	83.5	大根	21.9	キャベツ	0.1
とうもろこし	32.3	白菜	20.2		
さつまいも	62.4	すいか	19.2		
里いも	45.2	ごぼう	9.2		
とうもろこし	32.3	じゃがいも	7.4		
梨	35.7	玉ねぎ	7.2		
ねぎ	24.1	トマト	3.1		

四街道市産のみ
計 18品目

米飯は千葉県学校給食会をとおり、四街道市産の米を購入しています。

その他、地場産の野菜や果物等については、主にJA千葉みらいから購入しています。

毎月、JA千葉みらいから月ごとに給食で使用できる地場産物のリストの連絡を受け、使用しています。

地場産リストは、四街道市産だけでなく、佐倉市産や八街市産があります。

令和3年度までは四街道市産のみで使用状況を集計してきましたが、令和4年度からは佐倉市産、八街産を含めて使用率を算出する予定です。

(4) 給食施設・設備の修繕、備品、工事

①指導課所管 単独調理校9校・配膳校8校配膳室分

事業	学校名	主な内容
修繕関係	四街道小学校	ガス回転釜、窓枠雨漏り、換気扇、天井照明、網戸
	中央小学校	休憩室漏水、配膳台天板、テラス落下物対処
	大日小学校	配膳室排水管
	八木原小学校	クラス用運搬車
	四和小学校	ガス調理機器類、水栓、消毒保管機、雨漏り
	和良比小学校	ガス調理機器類、備品類、入口チャイム、休憩室壁紙
	吉岡小学校	ガス回転釜
	四街道中学校	給気フィルター、備品類、水栓
	千代田中学校	換気扇浸水、配膳室照明、クラス用運搬車
	旭中学校	ガス回転釜、備品類、換気設備
	四街道西中学校	フードカッター、釜周り床樹脂コート改修
	四街道北中学校	ガス回転釜、給排気システムメンテ、天井照明
	備品関係	四街道小学校
八木原小学校		L型運搬車
四和小学校		スチームコンベクションオープン
和良比小学校		ガス回転釜(大)、消毒保管機、保冷庫、クラス用運搬車
四街道中学校		ガス回転釜(大)、スチームコンベクションオープン
旭中学校		給湯器、保冷庫
四街道西中学校		冷凍庫・冷蔵庫、球根皮むき機、事務室エアコン
四街道北中学校		炊飯器
工事関係	和良比小学校	天井照明増設
	千代田中学校	配膳室シャッター更新

調理・提供業務に直結する機器類・施設設備の修繕・更新等については、早急な対応・改善に努めています。バックヤード修繕・工事については、予算の範囲内で徐々に対応しています。

②学校給食共同調理場所管分

事業	施設名	主な内容
修繕関係	北部学校給食共同調理場	調理室床・コンテナ・スライサー
	東部学校給食共同調理場	ざる置台・移動台
備品関係	北部学校給食共同調理場	連続式揚物機
	東部学校給食共同調理場	コンテナ
工事関係	北部学校給食共同調理場	手洗器改修
	東部学校給食共同調理場	手洗器改修

これらは、給食の調理や配送において、施設・設備の老朽化により衛生上又は物理的に支障をきたすものについて、修繕、買換え又は工事を行うものです。

(5) 給食調理業務委託状況

名称	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	児童生徒数 R4.5.1現在
四街道小学校	藤給食(指)	藤給食(随)	藤給食(随)	日本給食(指)	東洋食品(指)	藤給食(指)	東洋食品(指)	東洋食品(指)	東洋食品(指)	東洋食品(指)	東洋食品(指)	東洋食品(指)	東洋食品(指)	東洋食品(指)	東洋食品(指)	東洋食品(指)	東洋食品(指)	東洋食品(指)	東洋食品(指)	東洋食品(指)	東洋食品(指)	東洋食品(指)	東洋食品(指)	東洋食品(指)	東洋食品(指)	東洋食品(指)	東洋食品(指)	765
四街道西中学校			東洋食品(指)	東洋食品(指)	東洋食品(指)	東洋食品(指)	東洋食品(指)	東洋食品(指)	東洋食品(指)	東洋食品(指)	東洋食品(指)	東洋食品(指)	東洋食品(指)	東洋食品(指)	東洋食品(指)	東洋食品(指)	東洋食品(指)	東洋食品(指)	東洋食品(指)	東洋食品(指)	東洋食品(指)	東洋食品(指)	東洋食品(指)	東洋食品(指)	東洋食品(指)	東洋食品(指)	東洋食品(指)	500
中央小学校		一富士フード(指)	一富士フード(指)	シダックス(指)	シダックス(指)	シダックス(指)	シダックス(指)	シダックス(指)	シダックス(指)	シダックス(指)	シダックス(指)	シダックス(指)	シダックス(指)	シダックス(指)	シダックス(指)	シダックス(指)	シダックス(指)	シダックス(指)	シダックス(指)	シダックス(指)	シダックス(指)	シダックス(指)	シダックス(指)	シダックス(指)	シダックス(指)	シダックス(指)	シダックス(指)	677
四街道北中学校	メフォス(随)	メフォス(指)	メフォス(指)	メフォス(指)	シダックス(指)	シダックス(指)	シダックス(指)	シダックス(指)	シダックス(指)	シダックス(指)	シダックス(指)	シダックス(指)	シダックス(指)	シダックス(指)	シダックス(指)	シダックス(指)	シダックス(指)	シダックス(指)	シダックス(指)	シダックス(指)	シダックス(指)	シダックス(指)	シダックス(指)	シダックス(指)	シダックス(指)	シダックス(指)	シダックス(指)	526
四和小学校		東都給食(指)	東都給食(指)	東都給食(指)	東都給食(指)	東都給食(指)	東都給食(指)	東都給食(指)	東都給食(指)	東都給食(指)	東都給食(指)	東都給食(指)	東都給食(指)	東都給食(指)	東都給食(指)	東都給食(指)	東都給食(指)	東都給食(指)	東都給食(指)	東都給食(指)	東都給食(指)	東都給食(指)	東都給食(指)	東都給食(指)	東都給食(指)	東都給食(指)	東都給食(指)	523
みそら小学校			藤給食(指)	藤給食(指)	藤給食(指)	藤給食(指)	藤給食(指)	藤給食(指)	藤給食(指)	藤給食(指)	藤給食(指)	藤給食(指)	藤給食(指)	藤給食(指)	藤給食(指)	藤給食(指)	藤給食(指)	藤給食(指)	藤給食(指)	藤給食(指)	藤給食(指)	藤給食(指)	藤給食(指)	藤給食(指)	藤給食(指)	藤給食(指)	藤給食(指)	
四街道中学校		東洋食品(指)	東洋食品(指)	東洋食品(指)	東洋食品(指)	東洋食品(指)	東洋食品(指)	東洋食品(指)	東洋食品(指)	東洋食品(指)	東洋食品(指)	東洋食品(指)	東洋食品(指)	東洋食品(指)	東洋食品(指)	東洋食品(指)	東洋食品(指)	東洋食品(指)	東洋食品(指)	東洋食品(指)	東洋食品(指)	東洋食品(指)	東洋食品(指)	東洋食品(指)	東洋食品(指)	東洋食品(指)	東洋食品(指)	646
和良比小学校	メフォス(指)	メフォス(随)	メフォス(随)	メフォス(指)	メフォス(指)	メフォス(指)	メフォス(指)	メフォス(指)	メフォス(指)	メフォス(指)	メフォス(指)	メフォス(指)	メフォス(指)	メフォス(指)	メフォス(指)	メフォス(指)	メフォス(指)	メフォス(指)	メフォス(指)	メフォス(指)	メフォス(指)	メフォス(指)	メフォス(指)	メフォス(指)	メフォス(指)	メフォス(指)	メフォス(指)	807
吉岡小学校		日本給食(指)	日本給食(指)	日本給食(指)	日本給食(指)	日本給食(指)	日本給食(指)	日本給食(指)	日本給食(指)	日本給食(指)	日本給食(指)	日本給食(指)	日本給食(指)	日本給食(指)	日本給食(指)	日本給食(指)	日本給食(指)	日本給食(指)	日本給食(指)	日本給食(指)	日本給食(指)	日本給食(指)	日本給食(指)	日本給食(指)	日本給食(指)	日本給食(指)	日本給食(指)	276
旭中学校		協立給食(指)	協立給食(指)	協立給食(指)	協立給食(指)	協立給食(指)	協立給食(指)	協立給食(指)	協立給食(指)	協立給食(指)	協立給食(指)	協立給食(指)	協立給食(指)	協立給食(指)	協立給食(指)	協立給食(指)	協立給食(指)	協立給食(指)	協立給食(指)	協立給食(指)	協立給食(指)	協立給食(指)	協立給食(指)	協立給食(指)	協立給食(指)	協立給食(指)	協立給食(指)	366

学校施設名	食数(教職員含)	受託業者名	契約期間	児童生徒数
北部共同調理場 (南小、大田小、八木原小、栗山小、千代田中)	約1,320食/日	(株)東洋食品	令和3年4月1日～令和6年7月31日	2,086
①四街道小学校・四街道西中学校	約1,320食/日	(株)東洋食品	令和3年4月1日～令和6年7月31日	2,086
②中央小学校・四街道北中学校	約1,338食/日	(株)メフォス	令和3年4月1日～令和6年7月31日	
③四和小学校・吉岡小学校・旭中学校	約1,286食/日	協立給食(株)	令和4年4月1日～令和7年7月31日	373
④和良比小学校・四街道中学校	約1,480食/日	協立給食(株)	令和4年4月1日～令和7年7月31日	
⑤北部学校給食共同調理場	約2,230食/日	(株)東京天竜	令和4年4月1日～令和6年7月31日	
⑥東部学校給食共同調理場	約435食/日	(株)東京天竜	令和4年4月1日～令和6年7月31日	373
合計	約8,089食/日			児童生徒数計 7,545

学校施設名	食数(教職員含)	受託業者名	契約期間	児童生徒数
北部共同調理場 (南小、大田小、八木原小、栗山小、千代田中)	約1,320食/日	(株)東洋食品	令和3年4月1日～令和6年7月31日	2,086
①四街道小学校・四街道西中学校	約1,320食/日	(株)東洋食品	令和3年4月1日～令和6年7月31日	2,086
②中央小学校・四街道北中学校	約1,338食/日	(株)メフォス	令和3年4月1日～令和6年7月31日	
③四和小学校・吉岡小学校・旭中学校	約1,286食/日	協立給食(株)	令和4年4月1日～令和7年7月31日	373
④和良比小学校・四街道中学校	約1,480食/日	協立給食(株)	令和4年4月1日～令和7年7月31日	
⑤北部学校給食共同調理場	約2,230食/日	(株)東京天竜	令和4年4月1日～令和6年7月31日	
⑥東部学校給食共同調理場	約435食/日	(株)東京天竜	令和4年4月1日～令和6年7月31日	373
合計	約8,089食/日			児童生徒数計 7,545

(6) 学校給食費収納状況 (令和3年度)

①現年度分 (令和3年4月～令和4年3月分)

調 定 額	430,776,875 円
収 入 済 額	422,260,180 円
収 納 率	98.02 %
未 納 額	8,516,695 円

※収納率は、調定額（徴収すべき額）に対する収納額の割合

※未納者数（令和4年6月1日現在）は319名

②滞納繰越分 (平成27年度～令和2年度未納分)

調 定 額	17,811,439 円
収 入 済 額	5,118,344 円
収 納 率	28.74 %
未 納 額	12,693,095 円

※未納者数（令和4年4月1日現在）は239名

③未納に関する取組

・「未納のお知らせ」

R3年度分未納者に対し、計3回 延べ1,082件（R3年9月、12月、R4年3月）

・督促状

R2年度分未納者に対し、1回 277件（R3年7月）

・催告書

H27年度～R2年度分の未納者に対し、計3回 延べ565件（R3年6月、11月、R4年3月）

※ただし、R2年度分の未納者に対しては、計2回

・児童手当から徴収

保護者46人に対し、計3回 延べ95件（R3年6月、10月、R4年2月）

・臨戸徴収

計4回 26世帯

・法的措置

平成30年度分以前の未納者（※原則）に対し、支払督促申立 15件

児童手当からの徴収は現年度分1,160,130円、滞納繰越分は1,766,087円となり、毎年安定して滞納金を回収できるため、推奨していきたいです。

臨戸徴収については、193,359円の収入となりました。

経済的に困窮している家庭については相談時に就学援助等の申請の有無を確認し、提案するよう努めていきます。

子どもたちが様々な取組を通して、食の大切さに気付き、食に関する正しい理解と望ましい食習慣を身に付け、生涯をわたって健康・安全で活力ある生活を送ることができることを願い、リーフレットを作成しています。

令和4年度 食に関する指導の指針

育て元気な四街道っ子

「食」は私たちの心と体を育む基本です。四街道の大切な子どもたちに、6つの指針を通して食に対する正しい理解と望ましい食習慣を身に付けさせ、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送ることができることを願い、このリーフレットを発行いたします。

食に関する指導 6つの指針

食事の重要性

食事の重要性、食事の喜び、楽しさを理解する。

心身の健康

心身の成長や健康の保持増進の上で望ましい栄養や食事のとり方を理解し、自ら管理していく能力を身に付ける。

食品を選択する能力

正しい知識・情報に基づいて、食物の品質及び安全性等について自ら判断できる能力を身に付ける。

感謝の心

食物を大事にし、食物の生産等にかかわる人々へ感謝する心をもつ。

社会性

食事のマナーや食事を通じた人間関係形成能力を身に付ける。

食文化

各地域の産物、食文化や食にかかわる歴史等を理解し、尊重する心をもつ。

四街道市教育委員会

～望ましい食習慣の育成をめざして～

「食べることは生きること」近年この「食べること」が大いに注目されています。特に朝ごはんと学力・体力との深い関係については周知のとおりです。四街道市の子どもたちが望ましい食習慣を身につけ、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送ることができることを目標として、学校、保護者、地域、関係機関が連携し協力して取り組んでまいります。

新学習指導要領の総則には、「学校における食育の推進」が特定の教科・領域だけではなく、教育活動全体で取り組むということが位置づけられています。教育委員会では、そのひとつの取組として小学校5年生と中学校2年生を対象に年1回「食生活アンケート」を実施し、現状と課題を把握して今後の指導の方向性について学校に提示しながら、食に関する指導の推進に努めてまいります。

重点目標

- 1 給食の時間のみならず、学校教育活動全般において、食事の重要性についての理解を深め、栄養のバランスを考える力や食品を選択する力を育むこと。
【食事の重要性・心身の健康・食品を選択する能力】
- 2 食に関する感謝の心を持ち、マナーについて考えたり実践したりする意識を高めること。特に、残さずに食べることやあいさつの意味等について一人一人が考えられるようにすること。
【感謝の心・社会性】
- 3 家庭への情報提供や啓発活動を促進し、料理や食事の際の手伝い等、食に関する自主的活動を推奨し、食に関する実践力を高めること。
【社会性・食事の重要性】
- 4 生産者や地域と連携し、地域の産物、食文化にかかわる歴史等を理解し、地場産物に対する意識を高めていくこと。
【食文化・感謝の心】

学校での取組内容



食に関する 指導の充実

- ・各学校での食に関する指導全体計画の作成
- ・栄養教諭、学校栄養職員による支援
- ・教職員の食に関する研修（食育研修会、校内研修、自主研修）の実施
- ・各学校での「食に関する指導」の年間指導計画の作成
- ・学校教育活動全般においての食に関する指導の位置づけ
- ・「四街道市 弁当の日」の実施に向けた取組
- ・季節に応じた食に関する「安全」「衛生」についての指導の充実

学校給食の 充実

- ・郷土料理等の積極的な導入
- ・学校給食の「生きた教材」としての活用
- ・能率的な配膳方法による十分な給食の時間の確保
- ・食事前後のあいさつの徹底と食事マナーの指導
- ・地場産物や旬の食材に関する興味・関心を高める手立ての工夫



家庭・地域との 連携

- ・学校だより、献立表、給食だより等の発行
- ・個々の家庭への援助・指導・助言
- ・学校支援ボランティアとの連携
- ・家庭への継続した啓発活動
（食事の重要性、安全性、食事づくりへの参加等）

四街道市教育振興基本計画より抜粋

2 基本方針と主な施策 基本方針1 (1) 現状と課題 より

健康・スポーツ面では、全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果で体力合計点が小学生・中学生男女共に全国平均、県平均を上回っていますが、その内容を分析し、さらに向上に努める必要があります。そのため、子どもの体力向上や、食育と健康教育を推進します。

(4) 主な施策 ③たくましい子どもを育成します 2 食育と健康教育の推進 より

子どもたちが、正しい知識と望ましい食習慣を身に付けられるように、食に関する指導の充実を図るとともに、親子で一緒に調理を体験する機会をつくるなど、食や料理への関心、食材や調理する人への感謝の気持ちを育成します。また、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送ることができるため、健康の維持増進に必要となる継続的な運動や心の健康保持、望ましい生活習慣を身に付ける活動を推進します。

令和4年度「四街道市 弁当の日」の実施について

1 趣 旨 「四街道市教育振興基本計画」基本方針1の中に盛り込まれている「たくましい子どもの育成」を実現するために、食育と健康教育の推進を図っていく必要があり、その手立ての一つとして、「弁当の日」を定め、食や料理に対する関心、食材や調理する人への感謝の気持ちを育てる。

- 2 目 的
- ・児童生徒一人一人が、心身の成長や健康の保持増進の上での、栄養の摂り方や食事のあり方を理解できるようにする。
 - ・児童生徒一人一人が、食物を大切にし、食物にかかわる人たちへ感謝の心をもつことができるようにする。

3 実施内容(例)

	例えばこんな取組を（家で作って、学校で食べる）		こんな話題で一緒に食べよう
低学年	ごはんを炊こう	<ul style="list-style-type: none"> ・自分で米をとぐ、炊く ・ごはんを弁当箱に詰める ・味見をする 	<ul style="list-style-type: none"> ・片づけを手伝ってみよう ・毎日の食事ってありがたい ・残さず食べよう
中学年	おにぎりをにぎってみよう	<ul style="list-style-type: none"> ・自分でにぎる（おにぎりの具は何にするか） ・食材を買いに行く ・調理の手伝いをする 	<ul style="list-style-type: none"> ・健康な体のために ・お米のできるまでに ・地域でとれる野菜は
高学年	おかずを作ってみよう	<ul style="list-style-type: none"> ・お家の人と一緒に作る ・2品程度は自分で作る（家庭科の授業で実施したもの） ・「赤黄緑」のバランスを考えて 	<ul style="list-style-type: none"> ・作った人の思いを考えよう ・友達の工夫を聞いてみよう ・早起きしないと作れない ・家族の人にも作ってあげよう
中学校	1食分の弁当を作ろう	<ul style="list-style-type: none"> ・いろいろアレンジをする ・和食弁当、郷土料理弁当、旬弁当などテーマを決めて作る ・冷蔵庫にあるもので作ろう ・弁当の献立を自分で考える ・3品（主食・主菜・副菜）を自分で作る 	<ul style="list-style-type: none"> ・健康な身体と「食」生活の関係 ・「地産地消」について ・早起きは大変

「給食の時間」

感染症対策をとりながら、毎日の給食の時間における、準備・会食・後片付けの活動の中で、計画的・継続的な指導を行うことにより、望ましい食習慣を身に付けさせていきます。

【準備】

- ・給食にふさわしい身支度や十分な手洗い、手指の消毒等を行い、盛り付け配膳方法を理解し、安全・衛生に留意した準備ができる。

【会食】

- ・箸の使い方や食事のマナーを身に付け、喫食することができる。

【後片付け】

- ・ごみを適切に分別したり、残さず食べようとしたりするなど、環境や資源に配慮し、協力して後片付けをすることができる。

また、献立を作成する際に、教科等の内容と関連付けたり、季節や行事に合わせてたりして、給食を生きた教材として活用し、より効果的な指導を展開します。

指導の際には、栄養教諭や学校栄養職員と学級担任・教科担任が連携して指導にあたることで、高い教育効果が期待できます。

「教科・領域等」

平成29年3月告示の新学習指導要領においても、各教科等の学習内容には、「食」に関連する視点が多く含まれています。

【社会科】

- ・食生活は、生産者をはじめ販売者など多くの人々の苦労や努力に支えられていることがわかる。
- ・食品を通して、自分たちの食生活は、他の地域や諸外国とも深いかかわりがあることがわかる。

【理科】

- ・日常食べている野菜を植物の体のつくりから見直すことを通して、食材として利用されている部分について理解し、野菜に対する興味・関心を高める。
- ・骨や筋肉の働きを調べる活動を通して、成長期に必要なカルシウムや食事のとり方を理解し、進んでとろうとする。

【生活科】

- ・食事を作ってくれる人の苦労を知り、食べ物を大切にしようとする。
- ・食習慣、食生活リズムの大切さがわかる。



【家庭科及び技術・家庭科】

- ・望ましい栄養や食事のとり方を理解し、食品の組み合わせや栄養的なバランスを考え、1食分の献立を作成できる。
- ・食品の品質の良否を見分け、適切な選択をしたり、安全や衛生に気を付けて調理したりすることができる。
- ・協力して調理を行うとともに、マナーを考え、会話を楽しみながら気持ちよく会食する態度を身に付ける。

【体育科及び保健体育科】

- ・食生活を見つめ直し、生活習慣病を予防するためのよりよい食習慣を形成しようと努力する。
- ・心身の成長や健康の保持増進の上で望ましい栄養や食事のとり方を理解させ、自ら管理していく能力を身に付ける。

【道徳科】

- ・協力して食事の準備や後片付けを行い、家族の一員としての役割を果たし、楽しい家庭を作ろうとする。

【総合的な学習の時間】

- ・米の産地と種類、歴史、輸出入の状況を調べたり、米の栽培、収穫、食べる活動をしたりすることを通して、主食である米への理解を深めるとともに大切にする態度を育てる。

【特別活動】

- ・委員会活動等を通して、全校児童生徒に対して食事の重要性、食事の喜び、楽しさの理解を深め、学校生活の充実と向上を図る。

「食に関する指導の手引」（文部科学省）を、積極的に活用してください。

(2) 令和4年度「四街道市 弁当の日」の取組

① 「四街道市 弁当の日」実施日

学校	実施日	
四街道小学校	6/14 (火)	11/14 (月)
旭小学校	1/11 (水)	
南小学校	4/23 (土)	3/2 (木)
中央小学校	4/26 (火)	1/28 (土)
大日小学校	11/26 (土)	
八木原小学校	12/22 (木)	1/11 (水)
四和小学校	2/4 (土)	
山梨小学校	2/18 (土)	
みそら小学校	1/11 (水)	
栗山小学校	11/12 (土)	
和良比小学校	11/14 (月)	2/13 (月)
吉岡小学校	5/18 (水)	1/11 (水)
四街道中学校	1/10 (火)	
千代田中学校	1/11 (水)	
旭中学校	1/11 (水)	
四街道西中学校	11/4 (金)	
四街道北中学校	12/23 (金)	

② 趣 旨 平成25年度四街道市教育委員会により策定された本市の教育の方向性を示す「四街道市教育振興基本計画」には、基本方針1の中に盛り込まれている「たくましい子どもの育成」を実現するために、食育と健康教育の推進を図っていくことが記されています。その手立ての一つとして、「四街道市 弁当の日」を定め、食や料理に対する関心、食材や調理する人への感謝の気持ちを育てます。

③ 目 的

- ・児童生徒一人一人が、心身の成長や健康の保持増進の上での、栄養の取り方や食事のあり方を理解できるようにします。
- ・児童生徒一人一人が、食物を大切に、食物にかかわる人たちへ感謝の心を持つことができるようにします。

④ 実施回数

- ・学校の行事等に応じて各学校で設定しています。(1回以上)
- ・複数回実施をする学校については、回数を重ねるたびに目標設定を変えたり、2回目に向けて給食でセルフおにぎりに取り組みせたりすることで、食に対する意識の向上に努めています。

物価高騰に伴う支援について（学校給食支援事業）

1.目的

コロナ禍における原油価格・物価高騰等に伴った学校給食食材費の影響を受ける市内小中学校において、栄養バランスや量を保った学校給食を提供するために要する経費を支援します。

支援することで、学校給食費の値上げを回避し、保護者の学校給食費の負担増大を抑制します。

2.対象者

市内小中学校に通う児童生徒を持つ家庭等（保護者の申請不要）

3.対象期間

令和4年4月から令和5年3月まで

4.支援対象品目

学校給食の食材として購入するもののうち、

- ①牛乳、主食（米飯、パン）のように県等により購入価格が定まるもの
※牛乳…2.4%価格増
※主食（米飯、パン）…1.59～9.54%価格増
- ②学期ごとに見積合わせを実施する品目において、価格が上昇した品目
・見積合わせ品目…2.19～98.36%価格増
- ③主な果物7品目、使用量調査対象野菜に準じる29品目
- ④使用頻度の高い肉類・魚介類

5.支援内容

学校給食食材において、コロナ禍の状況の令和2～3年度と比較して購入価格が上昇しているものに対し、令和2～3年度の安定した低価格で購入した年月の納入価格を基準額として、今年度該当月の納入価格との差額を支援します。

このことにより、保護者の方が負担する給食食材料費である「学校給食費」の値上げを回避します。

〈参考〉学校給食費について

学校給食費については、学校給食法第11条に規定されています。

学校給食の実施に必要な施設設備費、修繕費、学校給食に従事する職員の人件費は、義務教育諸学校の負担とし、それ以外の経費は保護者負担としています。

※法…学校給食法、法施行令…学校給食法施行令

経費区分	負担区分	法的根拠	備考
人件費*1	設置者	法第11条第1項 法施行令第2条第1項第1号	
施設設備費*2		法第11条第1項	
修繕費*3		法第11条第1項 法施行令第2条第1項第2号	
光熱水費*4	設置者または保護者	法第11条第2項	本市では設置者負担
食材料費*5	保護者	法第11条第2項	(学校給食費)

【関係法令】

○学校給食法（昭和29年6月3日法律第160号）-抜粋-
（経費の負担）

第11条 学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費並びに学校給食の運営に要する経費のうち政令で定めるものは、義務教育諸学校の設置者の負担とする。

2 前項に規定する経費以外の学校給食に要する経費(以下「学校給食費」という。)は、学校給食を受ける児童又は生徒の学校教育法第16条に規定する保護者の負担とする。

○学校給食法施行令第2条（昭和29年7月23日政令第212号）-抜粋-
（設置者の負担すべき学校給食の運営に要する経費）

第二条 学校給食の運営に要する経費のうち、法第11条第1項の規定に基づき義務教育諸学校の設置者が負担する経費は、次に掲げる経費とする。

(1) 義務教育諸学校において学校給食に従事する職員（学校教育法（昭和22年法律第26号）第37条（同法第49条、第49条の8及び第82条において準用する場合を含む。）又は第69条の規定により義務教育諸学校に置かれる職員をいう。）に要する給与その他の人件費。ただし、市町村立の学校にあつては、市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条の規定により都道府県の負担とされる経費を除く。

(2) 学校給食の実施に必要な施設及び設備の修繕費

学校給食費の検討について（徴収方法）

1.目的

栄養バランスや量を保った学校給食を安定的に提供できるように、すべての学校（小学校、中学校ごと）で、1食あたりの単価を統一すること。

※学校給食費の額は、規則第4条により年額で規定しているが、学校給食日数については学校長の裁量により、学校ごとに実施回数が異なるため、学校給食1食あたりの食材料費となる「基準単価」が異なっている。

2.徴収方法

・ 案1（年額徴収）

各年度において、年間の給食基準日数を固定する。（教育長が定めた日数で実施）

「学校給食費（年額）÷給食基準日数＝給食1食あたりの単価」

給食基準日数が定まることにより、年額徴収で学校ごとの1食あたりの単価はすべての学校（小学校、中学校ごと）で統一される。

・ 案2（日額徴収）

学校給食を安定的に提供するため、給食1食あたりの単価を規定し、学校ごとの給食実施日数に応じて給食を提供する。

学校ごとの実施日数に応じた給食費の徴収である日額徴収となる。

※食材の購入停止には一定期間（3日前まで）が必要なため、喫食できない場合でも給食費がかかります。これは、年額から日額へ徴収方法を変更した場合も取扱いは変更ありません。

3.現行の学校給食費（基本額）

納付者区分	年額	期別納付額
小学校児童の保護者	49,500円	4,500円
中学校児童の保護者	60,500円	5,500円

4.令和4年度の学校給食実施予定

基準実施日数	182日(※1)	学校で給食実施日を別に定めた場合(※2)
基準単価(小学校)	272円	各学校により異なる
基準単価(中学校)	333円	各学校により異なる



※1 令和4年度の基準実施日数は令和3年12月3日付け教指第835号通知にて教育長が決定

※2 規則第3条により、給食実施日を別に定める場合(学校の校長が定めた日数で年額を除いた金額)

(参考)

令和4年度		実施日数	1食あたりの単価
小学校	基準(※)	182日	272円
	最少	180日	275円
	最多	184日	270円
中学校	基準(※)	182日	333円
	最少	181日	335円
	最多	182日	333円

【関係法令】

○四街道市学校給食費の管理に関する条例施行規則-抜粋-

平成26年12月22日

規則第24号

(学校給食の実施日数)

第3条 条例第3条に規定する市が実施する学校給食の日数は、年度ごとに教育長が基準となる実施日数を定めるものとする。ただし、当該学校給食を実施する学校の校長は、学校の運営上必要があると認める場合は、実施日を定めることができるものとする。

(学校給食費の額)

第4条 条例第4条第2項に規定する規則で定める学校給食費の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 小学校の児童の保護者 児童1人につき年額49,500円

(2) 中学校の生徒の保護者 生徒1人につき年額60,500円

2 学校給食を実施する期間の学校給食費は11期に分けて設定するものとし、前項各号に掲げる区分に応じ、当該年額にそれぞれ11分の1を乗じて得た額とする。

学校給食費の検討について（栄養価等からみた学校給食費）

5. 現行の栄養価等の状況

現在の給食提供において、使用材料を分類別、栄養素別に分析した場合、栄養価が十分に取れていないものがある。

成長期の児童生徒に必要な「学校給食摂取基準*」を保つためには、保護者が負担する学校給食費の金額変更についての検討が必要である。

※学校給食摂取基準*…文部科学省が示した児童生徒一回あたりの摂取することが望ましい栄養価等の基準

6. 摂取増をめざす分類、栄養価について

国が定めた学校給食摂取基準の達成状況

栄養価別	小学校平均		中学校平均		
	5月	6月	5月	6月	
エネルギー	○	○	○	△	
たんぱく質	○	○	○	○	
脂質	○	○	△	△	
無機質	ナトリウム	○	○	○	○
	カルシウム	○	○	△	△
	マグネシウム	○	○	○	○
	鉄分	○	○	△	△
	亜鉛	○	○	○	○
ビタミン	ビタミンA	○	○	○	○
	ビタミンB1	○	○	○	○
	ビタミンB2	○	○	○	○
	ビタミンC	○	○	○	○
食塩	○	○	○	○	
食物繊維	○	○	△	△	

使用材料別	小学校平均				中学校平均			
	パン		米飯		パン		米飯	
	5月	6月	5月	6月	5月	6月	5月	6月
果実類	△	△	△	△	△	△	△	△

➤小中学校において、児童生徒が季節を感じる献立を提供するため、旬を意識した果実類の提供回数を増やす等により対応していく必要があると考える。

7.変更額について

- ・年額で学校給食費を徴収する場合の変更額

区分	現行(年額)	提示案(年額)
小学校	49,500円	50,600円
中学校	60,500円	62,150円

※小学校…1期あたり100円、年額1,100円増

中学校…1期あたり150円、年額1,650円増

- ・日額で学校給食費を徴収することとした場合の変更額

区分	現行(1食あたり)	提示案(1食あたり)
小学校	272円	278円
中学校	333円	342円

※小学校…1食あたり6円、(年間実施日数182日の場合)年額1,092円増

中学校…1食あたり9円、(年間実施日数182日の場合)年額1,638円増